

生駒市燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務仕様書

(目的)

- 1 この仕様書は、生駒市一般廃棄物処理基本計画に基づき本市が発注する、燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務（以下「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

- 2 本業務の対象は次のとおりとする。
 - (1) 家庭系燃えるごみの収集運搬業務
 - (2) 本市が指定する資料6-1、資料6-2に示した公共施設等から排出される事業系燃えるごみの収集運搬業務
 - (3) ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方に対し、自宅の玄関先までごみの収集に伺い、安否確認を行うまごころ収集業務

(受託者の責務)

- 3 受託者は、本業務の実施にあたっては本仕様書を遵守し、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

(契約期間)

- 4 契約期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

(業務期間)

- 5 業務期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(燃えるごみ収集運搬業務)

- 6 本市のごみ収集についてはステーション方式を採用しており、燃えるごみ収集運搬業務については、市内全域を対象に、本市が指定する収集日、収集時間帯、収集地区、集積場所等において収集運搬を行うこと。本市の指定する事項は次のとおりとする。

(1) 収集対象とする燃えるごみ

- ① 家庭から排出された燃えるごみ
- ② 本市が指定する資料6-1、資料6-2に示した公共施設等から排出された燃えるごみ
- ③ 資源ごみとして排出される新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、ミックスペーパー、古着、かばん、くつ

(2) 収集地区及び収集日

- ① 収集地区は、資料2のとおり市内全域とする。
- ② 収集日は資料1のとおりとする。ただし、本市が指定する資料6-1、資料6-2に示した公共施設等のうち、学校や幼稚園等から排出される事業系廃棄物のうち牛乳パックや紙

おむつの収集運搬については、施設の運営状況に合わせて回収を行う。

③ 収集運搬業務の効率化のため市域を12地区に区分し、地区別の収集運搬は資料2のとおりとし、地区別収集曜日は資料3のとおりとする。

④ 資料1に定める休務日は収集運搬を行わない。

(3) 集積場所

① 本市が指定する集積場所は、約4,400箇所（令和4年6月末現在。環境保全課で閲覧可能）。

② 集積場所に変更（増設を含む）が生じたときは、受託者は本市の指示に従うこと。この場合、業務委託料の変更は行わない。

(4) 収集運搬する燃えるごみの種類

収集運搬する燃えるごみの種類は、資料1のとおりとする。

(5) 資源ごみの取り扱い

① 集積場所に資源ごみとして出された新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、ミックスペーパー、古着、かばん、くつは、燃えるごみとは分別して収集運搬すること。

② 収集した資源ごみは適切に再資源化を図ること。

③ 資源化のために売却した資源ごみは、売却量を取りまとめ、月別実績報告書を翌月に本市に提出すること。

④ 資源ごみの売却単価（1kgあたり1円（税抜き））に基づき売却益を本市に納入すること。

(6) シュレッダー紙の取り扱い

分別して排出されたシュレッダー紙は、次の仕様に基づきトイレットペーパーに再生処理し、製品として取り扱うため、本市に協力すること。

① 古紙パルプ配合率100%とする。

② シングル・芯なしで、長さは150メートル巻きとする。

③ 2色刷りで、トイレに流すことが可能な素材の包装紙で1ロールごとに包むとともに、48ロールごとに段ボール箱に詰めるものとする。

(7) 収集時間帯

① 収集は、原則として午前7時から開始し、午前中に収集を終えること。ただし、天候その他により、やむを得ず午前中に収集を終えることができない場合はその限りでない。

② 収集時間とルート、収集場所は令和3年度を基準とする（環境保全課で閲覧可能）。

(8) 搬入場所及び搬入時間

① 収集した燃えるごみの搬入の場所は、生駒市清掃センター（生駒市俵口町2116-91。以下「清掃センター」という。）とする。また、搬入時間は、午前8時から午後4時までとする。ただし、天候により搬入場所へ搬入できない場合や、取り残し、緊急時の対応については、その都度本市の指示に従うこと。なお、清掃センターへの搬入は有料道路を通行するが、本業務に伴う通行料は本市が負担する。

② 清掃センターでのごみの計量及びごみピットへのごみの投入等のごみの搬入作業は、清掃センター内の係員の指示に従うこと。

③ 燃えるごみを搬入しピットへごみを投入した後、車両に残った燃えるごみを散乱及び飛散させないため、処理施設内指定場所で清掃作業を行うこと。また、これにかかる費用は本市が負担する。

(まごころ収集業務の内容)

7 まごころ収集業務とは、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方に対し、自宅の玄関先までごみの収集に伺い、安否確認を行うもので、対応については親切、丁寧に行うとともに、確実に収集運搬を行い、取り残しがあってはならない。

(1) 作業の実施日及び実施地区

- ① 受託者は、収集場所に排出された一般廃棄物を、月曜日から土曜日までのうち、決められた曜日で週1回の収集運搬を行う。(資料4参照)
- ② 12月29日から翌年1月3日までは収集運搬を行わない。
- ③ 収集日が休務日の場合、その休務日の前日又は翌日に収集運搬を行い、年末年始、祝日等の休務日が続く時は、別途、協議して収集日を定める。

(2) 収集対象世帯数

収集対象世帯数は、週500世帯までは対応できるようにすること。

令和4年6月末現在 177世帯

(3) 収集する一般廃棄物

収集する一般廃棄物は以下のとおりとする。

- ① 燃えるごみ
- ② びん・缶
- ③ ペットボトル
- ④ われもの
- ⑤ プラスチック製容器包装
- ⑥ 有害ごみ
- ⑦ 大型ごみ
- ⑧ 燃えないごみ (家電ごみ、金属ごみ含む)

(4) 収集場所

原則戸別(玄関先)での収集とする。収集対象世帯の追加や廃止等の変更が生じたときは、その都度本市の指示に従うこと。

(5) 収集時間

収集時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市の指示に従うこと。

(6) 作業上の留意事項

- ① 収集場所以外の場所に立ち入らないこと。
- ② 受託者は収集時に、まごころ収集対象者の安否確認を行うこと。不在の時は、本市の指定した不在連絡票を投函するとともに、その旨、本市に報告すること。

(7) 搬入場所及び搬入時間

- ① 収集運搬してきた一般廃棄物の搬入の場所は、清掃センターとする。なお、7(3)②から⑧の一般廃棄物については、本市が指定する場所へ搬入すること。
- ② 清掃センターへの搬入時間は、午前8時から午後4時までとする。

(事務所)

8 受託者は、生駒市内に事務所を置き、収集日の午前7時から午後4時まで連絡の取れる体制を整えること。

(収集運搬車両)

9 収集運搬車両については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに自己保有又は継続的に使用できる収集運搬車両を確保すること。
- (2) 使用する車両については、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険（任意保険）に加入すること。
- (3) 受託者は収集運搬車両の車種及び登録番号を記載した書類並びに次に掲げる書類を提出すること。また、収集運搬車両は、本市が配布するステッカーを両側面に貼付すること。なお、予備車両を使用する場合も同様とする。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
 - ① 自動車検査証（写し）
 - ② 自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険の証書（写し）
 - ③ 車両保管場所付近の写真及び見取り図
- (4) ごみが飛散し又は流出する恐れのない車両を使用すること。
- (5) 収集運搬車両の空車重量の測定、それに伴う書類を提出すること。

(収集運搬業務員)

10 収集運搬業務員については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の業務員を配置すること。なお、収集運搬作業は、収集運搬車両1台につき2人以上（運転手1人、収集運搬作業員1人以上）で行うこと。
- (2) 受託者は、契約締結後、収集運搬作業及び車両管理の責任者並びに収集運搬業務に従事する者の名簿及び配置計画を書面で本市に届け出ること。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
- (3) 責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。
- (4) 運転手は、正社員であって、業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全な操作ができる者であること。
- (5) 収集運搬作業員は、業務の遂行能力を有する者であること。
- (6) 各収集運搬車両に1名以上は、一般廃棄物収集運搬業務経験を有する正社員を配置すること。

(収集運搬車両保管場所)

11 収集運搬車両保管場所については以下のとおりとする。

- (1) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃に支障のない広さを有するものとし、洗車設備を設置する場合は、洗車及び汚水の処理について周囲に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 本市は、必要に応じて受託者が使用する機材を検査する。その結果、不備と認められたものについては、受託者は、本市の改善指示に従うこと。なお、これに伴う委託料の増額は認

めない。

(本業務実施基準)

- 1 2 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。
 - (1) 受託者は、集積場所の燃えるごみを完全に収集し、かつ、収集後はごみネットの片付けや集積場所の周囲の清潔保持に努めること。
 - (2) 受託者は、本業務の履行において、市民に対して親切丁寧に対応すること。
 - (3) 排出ルールに違反するごみが排出されていた場合は、あらかじめ示した本市の指示に基づき、本市が提供する違反シールを貼付すること。
 - (4) 取り残し、収集後の後出しにより本市が収集を依頼した場合は、直ちに対応すること。
 - (5) 受託者は、業務実施中は道路交通法を遵守し安全運転に努めること。また、人、車両の通行を妨害しないように心掛け、運搬中は、収集物が飛散及び流出しないような対策を講じること。また、交通規制区域内通行に関しては、事前に警察署長の許可を得ること。
 - (6) 交通事故、車両火災が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。
 - (7) 受託者が市民等から収集運搬業務に関する苦情等を受けたときは、受託者が誠意を持って対応するとともに、速やかにその内容を本市に報告すること。
 - (8) 受託者は、作業実施にあたり作業マニュアルを作成し、事前に本市の承認を得ること。
 - (9) 本市は、必要に応じ承認事項を取り消し、又は変更することができる。
 - (10) 受託者は、毎日の業務実績状況を作業日誌に記録し、その取りまとめした月別実績報告書を翌月に本市に提出すること。
 - (11) 受託者は、本業務の履行について環境への負荷が少ない行動に努めること。
 - (12) 受託者は、本業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、すみやかに市へ報告の上受託者において解決し、賠償しなければならない。
 - (13) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
 - (14) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - (15) 業務従事者の労務管理にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
 - (16) 地震や風水害等の災害時の収集運搬作業については、本市の指示に従うこと。
 - (17) 受託者は、本業務の履行について環境への負荷が少ない行動に努めること。

(市施策への協力)

- 1 3 受託者は、本市の一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ減量施策に協力するとともに、地域貢献や社会貢献に努めること。また、本市がごみ減量モデル事業を実施するにあたっては積極的に協力すること。

(社員研修)

- 1 4 受託者は、契約締結後、分別・収集ルートの研修を受託者の負担で行い、令和5年4月1日から適正に業務を行うこと。

(その他)

1 5 業務の引き継ぎ

受託者は、契約期間の終了に際しては、次年度受託者に対し、本市の指示に基づき、速やかに業務の引継ぎを行うこと。

1 6 委託業務内容の変更

本市は、一般廃棄物処理基本計画、収集作業計画、施設の改変等やむを得ない状況で本業務の内容を変更するときは受託者と協議する。

1 7 物価変動に伴う委託料の取扱

国内における直近1年間の物価指数の変動率が3パーセント以上となる場合は、必要に応じて翌年度以降の委託料の見直しについて協議を行う。

1 8 受託者は、本業務履行において以下の内容を遵守し秘密の保持に努めること。

- (1) 受託者は、生駒市個人情報保護条例を順守すること。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する誓約書を本市に提出すること。

1 9 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の項目に疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。

(添付資料)

1. ごみ収集日程
2. 収集区域図
3. 地区別収集曜日一覧表
4. 「まごころ収集」収集区域と収集曜日
5. 収集量の実績
6. 本市が指定する公共施設等
7. ごみ収集業務の変更について

令和5年度～ 生駒市ごみ収集日程

毎週	○○曜日 ○○曜日	燃えるごみ	有料 指定袋	生ごみ 汚れているプラスチック容器包装 汚れた布、靴、紙くず、ティッシュ、ゴムなど
			無料 透明半透明	剪定枝、刈草、落葉など 紙おむつ 資源ごみ 新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、シュレッダー ミックスペーパー 再生利用可能な古着、古布、くつ、かばん

収集日 月～土

休務日 日曜日 5月の祝祭日 春分の日 秋分の日(振替休日となった場合は振替日)
12月31日から翌年1月3日(12/31は月・火・水曜日の場合を除く)

令和5年度 (2023年度)

	収集日数	日曜日以外の休務日
月木	102	1/1 5/4
火金	102	1/2 5/5
水土	101	5/3 1/3 9/23 3/30

令和6年度 (2024年度)

	収集日数	日曜日以外の休務日
月木	101	5/6 1/2 3/20 9/23
火金	102	5/1 1/3
水土	102	1/1

令和7年度 (2025年度)

	収集日数	日曜日以外の休務日
月木	102	5/5 1/1
火金	101	5/6 9/23 1/2 3/20
水土	102	1/2 5/3

令和8年度 (2026年度)

	収集日数	日曜日以外の休務日
月木	101	5/4 12/31 3/22
火金	102	5/5 1/1
水土	102	5/6 9/23 1/2

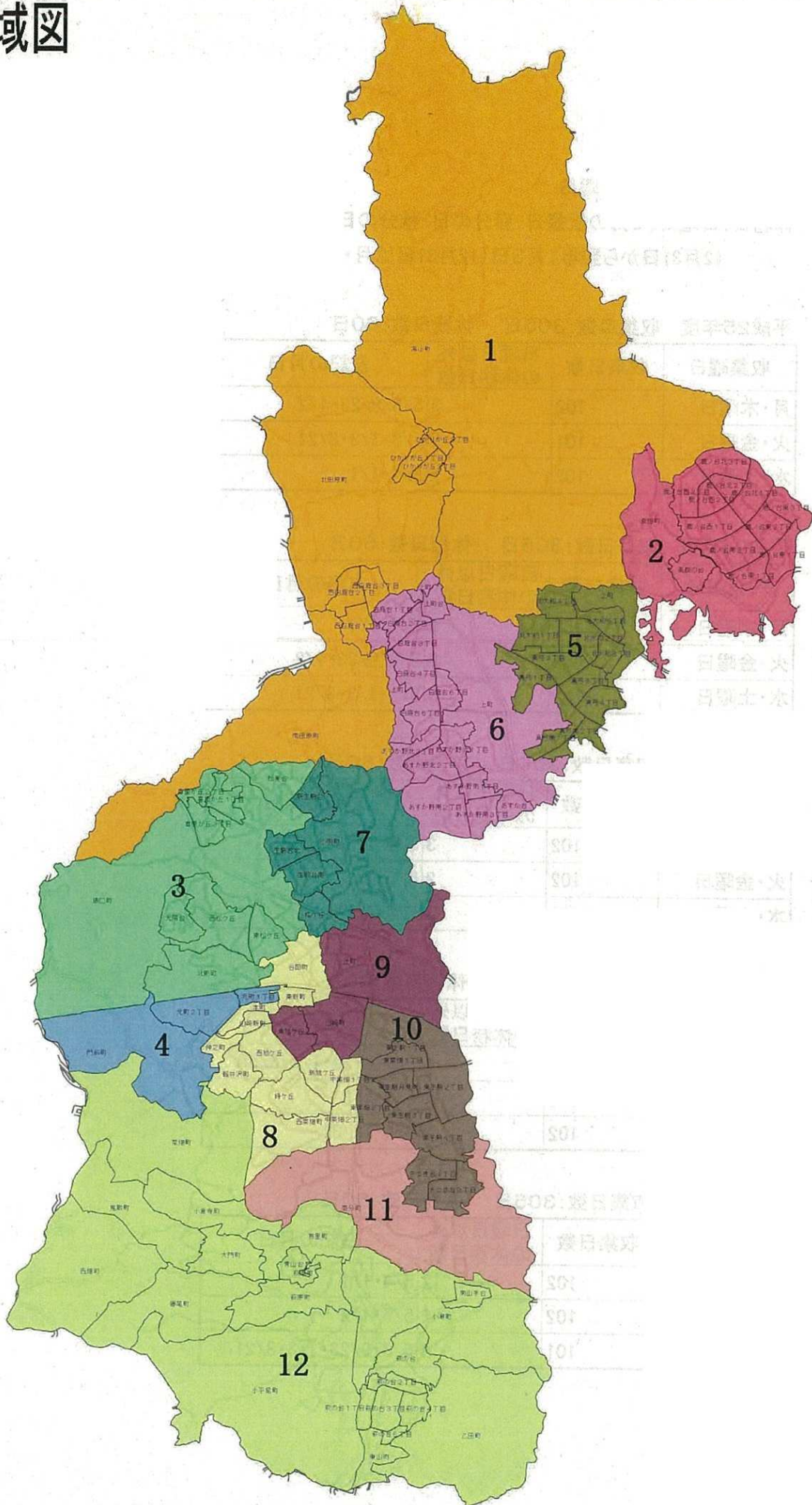
令和9年度 (2027年度)

	収集日数	日曜日以外の休務日
月木	101	5/3 1/3 9/23 3/20
火金	103	5/4 12/31
水土	102	5/5 1/1

5年間の収集日数計

1,526日

収集区域図



地区別収集曜日一覧表

地区	町 名	収 集 曜 日
1	高山町、ひかりが丘、北田原町、南田原町、西白庭台	月・木
2	鹿畑町、鹿ノ台、美鹿の台	月・木
3	松美台、俵口町、喜里が丘、光陽台、西松ヶ丘、東松ヶ丘、北新町	月・木
4	元町、門前町	月・木
5	北大和、真弓、真弓南	火・金
6	上町、上町台、あすか野、あすか台、白庭台	火・金
7	小明町、新生駒台、生駒台北、生駒台南、桜ヶ丘	火・金
8	本町、山崎新町、仲之町、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、軽井沢町、西菜畑町、緑ヶ丘、中菜畑、谷田町、東新町	火・金
9	辻町、山崎町、東旭ヶ丘	水・土
10	東生駒、東生駒月見町、東菜畑、さつき台	水・土
11	壱分町	水・土
12	小瀬町、萩原町、南山手台、萩の台、東山町、青山台、有里町、小平尾町、菜畑町、小倉寺町、鬼取町、大門町、西畑町、藤尾町	水・土

※地区は、「収集区域図」に対応しています。

「まごころ収集」収集区域と収集曜日

地区	収 集 区 域	収集曜日
1	高山町、ひかりが丘、北田原町、南田原町、西白庭台	火
2	鹿畑町、鹿ノ台、美鹿の台	火
3	松美台、俵口町、喜里が丘、光陽台、西松ヶ丘、東松ヶ丘、北新町	金
4	元町、門前町	金
5	北大和、真弓、真弓南	水
6	上町、上町台、あすか野、あすか台、白庭台	水
7	小明町、新生駒台、生駒台北、生駒台南、桜ヶ丘	土
8	本町、山崎新町、仲之町、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、軽井沢町、西菜畑町、緑ヶ丘、中菜畑、谷田町、東新町	土
9	辻町、山崎町、東旭ヶ丘	月
10	東生駒、東生駒月見町、東菜畑、さつき台	月
11	壺分町	木
12	小瀬町、萩原町、南山手台、萩の台、東山町、青山台、有里町、小平尾町、菜畑町、小倉寺町、鬼取町、大門町、西畑町、藤尾町	木

地区は「収集区域図」に対応しています。

収集量の実績(参考資料)

(単位:kg)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃えるごみ収集			
燃えるごみ	19,400,000	19,832,000	19,421,000
燃えるごみ収集時の段ボール	431,920	460,670	438,760
" 新聞	587,960	391,700	381,200
" 雑誌	417,180	446,330	164,400
" ウエス	167,090	200,590	162,620
" かばん	12,610	13,310	9,150
" くつ	30,670	26,870	22,930
" ミックスペーパー	58,290	86,960	338,790
まごころ収集	46,650	49,200	49,740

本市が指定する公共施設等

	名称
1	市民活動推進センター
2	生駒市役所
3	エコパーク21
4	火葬場
5	くろんど池公園
6	高山竹林園
7	人権文化センター
8	男女共同参画プラザ
9	消費生活センター
10	社会福祉協議会
11	フォレスト交流スペース(デイセンター鹿ノ台)
12	小平尾南老人憩の家
13	老人憩の家(元町)
14	総合支援センターあずさ
15	福祉センター
16	市立保育園4園
17	いこま保育園
18	いこま乳児保育園
19	北倭保育園
20	鹿ノ台佐保保育園
21	あすかの保育園
22	あいづ生駒保育園
23	登美ヶ丘駅前ピュア保育園
24	学研まゆみ保育園
25	あいづ壱分保育園
26	ソフィア東生駒保育園
27	ソフィア東生駒保育園分園
28	いちぶちどり保育園
29	市立幼稚園9園
30	子育て支援総合センター
31	こどもサポートセンター
32	小平尾南児童館
33	生駒台学童保育所
34	いこま乳児院
35	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 愛染寮
36	セラビー生駒
37	花のまちづくりセンター
38	山麓公園ふれあいセンター
39	竜田川浄化センター
40	山田川浄化センター
41	水道局(真弓事務所)
42	水道局山崎浄水場
43	市立小学校11校
44	市立中学校7校

	名称
45	市立小中学校1校
46	教育支援施設
47	学校給食センター
48	生駒高等学校
49	奈良北高等学校
50	エンゼル幼稚園
51	学校法人 みどり学園白庭台幼稚園
52	学校法人 佐保短期大学付属幼稚園
53	学校法人 白百合幼稚園
54	北コミュニティセンター
55	南コミュニティセンター
56	たけまるホール
57	鹿ノ台ふれあいホール
58	図書会館
59	生駒駅前図書会館
60	芸術会館
61	ふるさとミュージアム
62	やまびこホール(藤尾町)
63	イモ山公園スポーツ施設
64	総合公園スポーツ施設
65	むかはやま公園スポーツ施設
66	市民体育館(武道館含む)
67	滝寺市営プール
68	井出山スポーツ施設
69	北大和スポーツ施設
70	小平尾南スポーツ施設
71	井出山プール「きらめき」
72	生駒北スポーツ施設
73	消防本部
74	消防署南分署
75	消防署北分署
76	あすか野公民館
77	生駒市公民館松美台分館
78	小平尾南分館
79	もやい館
80	生駒駅前交番
81	いちぶちどりキッズ谷田

・令和4年6月時点での施設。施設数は、新設、廃止等の理由により増減する可能性があります。
 ・学校の牛乳パック等の回収や、幼稚園等の紙おむつの回収を含む。なお、収集の実施は原則的に施設の運営状況に合わせて行う。

ごみ収集業務の変更について

業務	収集する家庭ごみの種類		備考
	令和4年度まで	令和5年度から	
燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務	燃えるごみ(有料)	燃えるごみ(有料)	まごころ収集は令和4年度まで250世帯を上限としていたが、令和5年度以降は500世帯を上限とする予定。 燃えるごみは学校からの牛乳パック、幼稚園等からの紙おむつ含む。
	剪定枝、刈草、落葉等(無料)	剪定枝、刈草、落葉等(無料)	
	紙おむつ(無料)	紙おむつ(無料)	
	新聞紙、段ボール、ミックスペーパー、古着、くつ、かばん等の資源ごみ(無料)	新聞紙、段ボール、ミックスペーパー、古着、くつ、かばん等の資源ごみ(無料)	